

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2022. 8. 31**☆

60 歳からの人生を準備する
【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

老後の生活に向けた 4 つのお金の基本 (後編)

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 511 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

:

- ◆ 今週のテーマ

老後の生活に向けた 4 つのお金の基本 (後編)

:

先々週から 3 回に渡り、
老後の生活に向けたお金の基本について、

これまでに、

- ・1 つ目「金融商品」
 - ・2 つ目「保険商品」
 - ・3 つ目「住まい」
- と 3 つお話ししてきました。

そして、今回は、4 つ目です。
「持ち物の整理」についてお話いたします。

次の順番で話を進めていきます。

- ・ 4 つ目 持ち物の整理の基本
- ・ 4-1. 持ち家
- ・ 4-2. 金融商品
- ・ 4-3. 借入金の処理
- ・ 4-4. 事業の継承
- ・ まとめ

なお、ここではご自身の子ども（相続人）にご自身のものは、
相続をすることを前提に、
お話を進めていきます。

また、子ども（相続人）がいない場合や
相続人以外にご自身の財産を
遺言書を作成して「遺贈」する場合や、
公共施設などに寄付する場合は、
あらかじめその遺志を
明らかにしておく必要があります。

4 つ目 持ち物の整理の基本

前回までにお話した、
金融商品や不動産を含め、

自分の持ち物を、
子どもたちに残しても、
それとも、自分で処分しても、
そのための費用が掛かります。

老後の生活に入ってから、
思わぬ出費が増えないように、
老後の生活に入る前に、
考えておくこととお話いたします。

早急すぎる話と思われるかもしれません。
また、いわゆる「終活」の話とも
思われるかもしれません。

しかし、いずれにしても、
現役中にご自身、
または子どもたちと相談して
方向性を決めておく話です。

4-1. 持ち家

自分の持ち物のなかで、
資産価値があり
整理に時間がかかるもののひとつは、
不動産です。
具体的には、持ち家です。

ご自身、それに配偶者ともに亡くなった後、
持ち家は、通常、子どもに相続します。

そして、相続した子どもが、
その家を今後どうするのか考えます。

- ・ 自分（子ども）家族が住む
- ・ 孫が住む
- ・ リフォームして借家として収益を得る
- ・ 建物をリフォームや建直し商売を始める
- ・ 売却し現金を得る

といった方法を考えることができます。

しかし、売却をするにしても、
そのための建物の解体といった費用が
必要になることもあります。

また、子どもがすでにほかのところで、
持ち家があり住んでいれば、
上記の利用をすることなく、

物置きとして使っても、事実上、
「空き家」の状態になることもあります。

しかし、「空き家」の状態になっても、

相続人（相続後は所有者になる）が、
防火、防犯の面でも、
その家を管理することが必要です。

また、固定資産税や都市計画税も、
納付しなくてはなりません。

ここにも費用が必要になります。

従って、持ち家をどのようにするのか、
その方法によっては、
持ち家を引継ぐつまり子どもの家計に、
負担がかかることが懸念されます。

4-2. 金融商品

金融商品には、

- ・ 現金
- ・ 銀行への預貯金、
- ・ 株式、債券、投資信託
- ・ 保険商品

などが該当します。

運用しながら、
資産を増やしていてもいいのですが、
高齢になれば、心身が衰弱しかねません。

意に反した取引をしないように、
金融商品の取引をする年齢を
事前に決めておきます。

そして、その年齢に達した後の取引は、
子どもなどの助言をもらいながら続ける。
または、株式、債券、投資信託といった、
元本の保証のない金融商品はやめて、
現金化してもいいでしょう。

また、加入中の保険商品は、
老後の生活に入る前に見直し、

また、高齢になってからの新規の加入は、
本当にその保険商品の保障が必要なのか、

子どもや親族に相談してから、
加入するか決めた方がいいでしょう。

4-3. 借入金の処理

借りたお金の返済は、具体的には、
住宅ローンや自動車ローン、
また、クレジットカードの
キャッシングで借りたお金や、
リボリング（リボ）払いも、
極力、現役中に完済するようにすべきです。

なぜなら、老後の生活では、
現役中より収入が減るため、
現役中と同じ金額を返済することは、
無理だからです。

従って、老後の生活では、
借入れをしなくてもいいように、
現役のうちから、
老後の収入で生活していけるように
慣れておくことが大事なことです。

4-4. 事業の継承

アパートやマンションなどを建てて、
賃貸住宅経営をしている場合、

家賃収入が老後の安定した収入と、
思っている方もいるでしょう。

確かにその通りです。

しかし、老後の生活は数十年続きます。
その間に、賃貸物件も傷んでいきます。
入居者を確保して空室を減らすため、
また、住んでもらい商品である建物を
維持するためにも、
修理やリフォームといった費用が
必要になります。

また、このような状態になる賃貸物件を、
子どもに相続するのか、
ご自身で処分するのか、
相続にするにあたっては、
子どもの家計の負担も考え、
子どもの考え方も聞いて、
決めておくことも必要でしょう。

なお、子どもが相続をするにあたって、
家賃収入は見込めますが、
それに伴う所得税などの納付、
上記のような維持費の負担も考慮すべきです。

また、相続の時期にあたっては、
相続時精算課税制度（※1）を利用することも、
検討すべきことです。

このほかの事業の承継についても、
承継する人を早めに決めて、
承継の準備を進めていくことが大切です。

（※1）相続時精算課税制度の詳細は、
国税のHPを参考にしてください。

[相続時精算制度の選択](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4103.htm)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4103.htm>

まとめ

現役を引退したら、
あれもこれもしたいと考えていても、

実際にすぐに行動する人もいれば、
もう少ししてから始めると言いながら、
すでに 70 歳を過ぎている人もいます。

また、老後の生活に入ってから、
行動計画を立てても、
実際に行動するためには、

費用がかかることや身体の衰えで、
思い通りの行動ができないこともあります。

また、上述の相続や事業承継のように、
結果的に、
子どもの家計が潤うかもしれません。
しかし、負担を掛けるだけになりかねません。

親の老後の生活での、
お金の計画がしっかりしていれば、
子どもの負担は少なくなるでしょう。

つまり、老後に向けてのお金の基本は、

- ・ お金の使い方の動線は、現役の間に決める
- ・ 一時的であっても、
子どもの家計に負担がかかることは、
子どもの意見を聞きながら決める

つまり、
持ち物の処分を含め、
ご自身のお金を、使っていくことです。

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 今週のポイント

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

老後生活では、

1日24時間フリータイム

何をしてもいいのです！

ただ、そこにお金と一緒に

ついてきてくれるかは、

長期的に、お金を使う計画が

必要です！

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

◆ 編集後記

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

「お金は貯めるより使う方が難しい」

と、いわれることがあります。

どこが正しく、

どこが間違っているのでしょうか？

その人の家計に回答はあります！

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

◆ 「人生の添乗員 (R)」 牧野寿和のプロフィール

::*:*:*:*:*:*:*:**

日本で唯一「人生の添乗員 (R)」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業19年目

1958年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982年～2001年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003年 牧野FP事務所を創業。
2018年から牧野FP事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ1100件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）
協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士
（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、三重県、首都圏や関西にもリモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社

公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関してのトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
